

しまね海外販路開拓支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の実施にあたり、海外市場での取引拡大を通じた地域経済の活性化、県内雇用の維持・拡大を図るため、海外販路開拓活動に取り組む県内事業者を支援する、しまね海外販路開拓支援助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象事業)

第2条 助成金の対象事業は、別表1のとおりとする。ただし、当該事業を実施することにより、対象事業者にとって、県内生産拠点及び県内雇用の維持、拡大につながると認められる事業のみを対象とし、次に掲げるものは対象外とする。

- (1) 本助成期間内において、国、県又は他の支援機関が助成する事業
- (2) 本助成金について同一年度中に採択を受けた企業等が実施する事業

(助成金の対象事業者)

第3条 助成金の交付対象事業者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する事業者（個人事業者を含む。）であること、または、助成事業で対象とする製品等の生産活動の中心が県内に存すること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に当てはまること。但しソフトウェア業又は情報処理サービス業にあっては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は従業員の数が300人以下であること。
- (3) 製造業にあっては、飲食料品及び工芸品を製造する企業であること。
- (4) 県税を滞納していないこと。

(助成金の対象経費、助成率及び助成限度額)

第4条 助成金の助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表2のとおりとする。

2 助成金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成期間)

第5条 助成金の助成期間は、原則として交付決定の日から1年以内とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書及び誓約書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会社の概要及び直近2か年分の決算報告書
- (2) 県が課税する全税目に滞納の徴収金がないことを証明する納税証明書
- (3) その他代表理事副理事長が必要と認める書類

- 3 第1項の申請書及び前項の添付書類の提出期限は、代表理事副理事長が別に定める。
- 4 助成金の交付を受けようとする者は、当該交付申請にあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（助成金の交付の決定）

- 第7条** 代表理事副理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、別に定める審査委員会の審査を経て、助成金の交付又は不採択の決定を行い、助成金の交付申請者に通知するものとする。
- 2 代表理事副理事長は、前項の規定に基づき交付の決定を行う場合には、第6条第4項の規定により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
 - 3 代表理事副理事長は、第6条第4項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（決定内容の変更等）

- 第8条** 助成事業者は、次の第1号又は第2号のいずれかに該当する場合には速やかに事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を、第3号に該当する場合には事業変更届出書（様式第3号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。
- (1) 助成事業の内容を著しく変更するとき。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止するとき。
 - (3) 社名変更や代表者を変更したときなど、助成事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。
- 2 代表理事副理事長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ変更の承認又は不承認の決定を行い、助成事業者に通ずるものとする。
 - 3 助成事業者は、当該助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は速やかに、代表理事副理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第9条** 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了後15日以内に助成事業実績報告書（様式第4号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 代表理事副理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成事業者は、助成事業終了後、助成金請求書(様式第5号)により代表理事副理事長に助成金を請求するものとする。

(助成事業の遂行状況報告)

第12条 助成事業者は、代表理事副理事長が指示したときは、助成事業の遂行状況を、遂行状況報告書(様式第6号)により、速やかに代表理事副理事長に報告しなければならない。

2 代表理事副理事長は、前項に関わらず、必要に応じ、助成事業の遂行状況について調査することができる。

3 助成事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、代表理事副理事長が指示したときは、助成事業完了後の成果状況等について、成果状況報告書(様式第7号)により、速やかに報告しなければならない。

4 助成事業者は、助成事業に係る調査等に協力しなければならない。

(交付の決定の取消等)

第13条 代表理事副理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成事業にかかる助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。

(2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。

(3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令等に基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第14条 代表理事副理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

2 代表理事副理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び遅延金)

第15条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を命ぜられたときは、そ

の命令に係る助成金の最後の受領の日（当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日）から支払の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を支払った場合におけるその後の期間については、既支払額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に支払わなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを財団が指定する期限までに支払わなかったときは、期限の翌日からの支払の日までの日数に応じ、その未払額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を財団に支払わなければならない。
- 3 代表理事副理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延金の全部又は一部を免除することができる。

（帳簿等の保存）

第16条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後5年間保存しておかななければならない。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は代表理事副理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

別表 1

対象事業	事業内容
海外販路開拓事業	海外の事業者等と商取引を行うことを目的として行う次の事業 (1) 商談会、展示会等への参加 (2) テスト輸出 (3) 販売促進活動 (4) 輸出向け商品の開発 (5) その他海外販路拡大に係る事業活動の実施

別表 2

助成対象経費	助成金の額
1 賃金（販売促進員等に支払う賃金。ただし、当該事業の実施のために臨時的に雇用される者に係るものに限る。） 2 謝金（専門家等に支払う謝金） 3 旅費（原則として1人分を上限とする。） 4 印刷製本費 5 会議需用費 6 通訳翻訳料 7 役務費（分析・試験、商標等権利取得経費等） 8 広告宣伝費 9 通信費 10 輸送費（販売用商品の輸送経費は対象外とする。） 11 委託費 12 会場費 13 リース料（汎用性の高い什器類、パソコン等に係る経費は対象外とする。） 14 その他代表理事副理事長が特別に必要と認める経費	助成金の交付の対象となる経費の1/2以内（千円未満切り捨て）で、1事業当たり 1,000千円以内